

平成30年度  
第1回匝瑳市介護保険運営協議会 議事録  
第1回匝瑳市地域包括支援センター運営協議会

日時	平成30年11月8日(木) 13:30~14:20
場所	市民ふれあいセンター第1会議室
出席委員(50音順・敬称略)	石和田秀雄、井村司、江波戸美代、大木三喜男、小川俊恵、鎌形廣行、木内千鶴、熊切茂、小関敬人、佐々木寛子、椎名房子、高司金行、英香代子、福島俊之、守一浩
欠席委員(50音順・敬称略)	澁谷晴夫
事務局	高齢者支援課 塚本課長、山崎副主幹、磯部副主幹、伊東主査、石橋主査補
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 会長選出</li> <li>4 あいさつ</li> <li>5 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括支援センターの機能強化について</li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> <li>6 閉会</li> </ol>
資料	資料： <ul style="list-style-type: none"> <li>・匝瑳市地域包括支援センターの機能強化について</li> </ul> 参考資料： <ul style="list-style-type: none"> <li>・匝瑳市介護保険条例(抜粋)</li> <li>・匝瑳市地域包括支援センター運営協議会規則</li> </ul>

<会議内容>

1 開会

事務局が開会の宣言と資料の確認を行った。

2 委員紹介

各委員が自己紹介を行った。

塚本課長が事務局職員の紹介を行った。

3 会長選出

委員の互選により、鎌形廣行委員が会長に選出された。

4 あいさつ

鎌形会長があいさつを行った。

5 議事

(1) 地域包括支援センターの機能強化について

資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等を行った後、採決を行ったところ、全会一致で承認された。

<質疑応答等>

委員：直営というのは高齢者支援課が業務を行うという解釈でよろしいか。

事務局：そのとおりである。

委員：委託先は何か所を予定しているのか。

事務局：1か所を考えている。

委員：要介護3から要介護2に下げられる人が多く、他市町村でも全体の要介護度が下がってきている。そのような場合に国から助成金が出るという話があったと思うがどうなっているのか。

事務局：保険者機能強化推進交付金のことだと思う。この交付金については、委員がおっしゃった要介護度がどうこうというよりも、市町村がどのような取組をしているかという面が重視されており、要介護度が下がったことで交付金が大幅に増えるというものではないと認識している。

委員：1か所で十分な支援体制ができるのか。

事務局：現時点では1か所を考えており、直営のセンターも含めて十分な支援体制を整えていきたい。

委員：総合相談の件数がだいぶ増えているが、相談内容はどのようなものなのか。

事務局：最近では認知症に関する相談が非常に増えている。他には家族関係や独居高齢者に関する相談等が多い。また、相談内容も複雑になってきており、1つの相談に対していろいろな関係者との調整が必要となるケースが多い。

委員：この件数は延べ件数でよろしいか。

事務局：延べ件数である。相談が複雑であれば1人当たりの件数が増えることとなる。

委員：独居高齢者が増えてきており、相談件数はこれからも増えると思う。

事務局：総合相談業務が認知されてきているという意味では、件数が上がっているのは良いことだと思う。

委員：現在、地域包括支援センターの職員数は何人か。

事務局：正規職員については、保健師3名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名の計6名である。その他、ケアプラン作成を専任で行っているケアマネジャーが嘱託職員として3名在籍している。

委員：業務を委託することによって職員数はどうなるのか。

事務局：委託の可否について本日審議いただく事項であり、職員のことに関しては現時点では未定である。今後、総務課と調整することになる。

委員：地域包括支援センターの委託による効果について、費用の面ではどうなるのか。

事務局：費用の面については、先ほど申し上げたように職員数も決まっていないため、現時点ではお答えできない。

委員：委託にかかる費用は地域支援事業交付金の対象になるのか。

事務局：対象になる。介護保険特別会計から支出し、費用全体の19.25%を市が負担することとなる。

委員：直営の地域包括センターの職員数を減らしたら、それは強化と言えないのではないか。

事務局：御意見としていただく。

委員：業務分担について、現在直営で行っているケアプラン作成業務は、委託先が全て受けるということか。

事務局：資料にあるとおり、あくまでも案ではあるが、ケアプラン作成業務は全て委託を考えている。委託先の事業所がケアプラン作成を全部自分たちでやるのか、居宅介護支援事業所に委託をするのか、その辺についてもまだ決定していない。業者選定の際の募集要項等で定めていきたいと考えている。

委員：一部委託をする業務のところに「総合相談業務（地域担当分）」とあるが、地区で分担するという意味か。

事務局：総合相談業務だけではなく、地域包括支援センターの業務全てについて、委託先の事業所と相談してそれぞれの担当エリアを決めたいと考えている。

委員：住民周知はどのようにするのか。

事務局：広報紙やホームページ、チラシ等を利用して、住民の方がわかりやすいように周知をしていきたい。

委員：委託先が担当する地区の住民が、直営と委託先のセンターを行ったり来たりしてしまうようなことにはならないか。

事務局：委託当初は、委託先の担当する地区の住民からも直営のセンターに電話等がきてしまうと思う。そのようなことがあっても、すぐに「委託先が担当です」と言うのではなく、住民に迷惑をかけることのないように丁寧に委託先へつなぐようにしたい。

委員：要支援者のケアプラン作成は全て地域包括支援センターが行っているのか。

事務局：センターの職員だけでは対応しきれないため、全体の60パーセント程度を居宅介護支援事業所に委託している。

委員：その60パーセントを含めた全てが委託のセンターに行くということか。それとも60%はそのまま居宅介護支援事業所へ委託するということか。

事務局：一旦は全て委託のセンターに行くこととなる。ただし、居宅介護支援事業所への委託割合は変わるかもしれない。その辺については今後募集要項等を作る段階で定めていくことになるが、現時点では、現在の直営と同程度の委託割合でやってほしいと考えている。

## (2) その他

事務局から委託法人の選定委員会の設置予定について説明を行った。

## 6 閉会

事務局が閉会を宣言した。